
平成24年第4回玖珠町議会定例会会議録(第5号)

平成24年12月18日(火)

1. 議事日程第5号

平成24年12月18日(火) 午前10時開議

- 第 1 日程変更について(議会運営委員長報告)
 - 第 2 追加議案の質疑
 - 第 3 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
 - 第 4 討論
 - 第 5 採決
 - 第 6 玖珠町農業委員会委員の議会推薦について
 - 第 7 議員派遣について
 - 第 8 委員会の継続審査の付託について
 - 第 9 議員発議
 - ・玖珠町議会委員会条例の一部を改正する条例(案)について
 - ・玖珠町議会会議規則の一部を改正する規則(案)について
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 日程変更について(議会運営委員長報告)
- 日程第 2 追加議案の質疑
- 日程第 3 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
- 日程第 4 討論
- 日程第 5 採決
- 日程第 6 玖珠町農業委員会委員の議会推薦について
- 日程第 7 議員派遣について
- 日程第 8 委員会の継続審査の付託について
- 日程第 9 議案発議
 - ・玖珠町議会委員会条例の一部を改正する条例(案)について
 - ・玖珠町議会会議規則の一部を改正する規則(案)について

出席議員（16名）

1 番	廣 澤 俊 幸	2 番	大 谷 徹 子
3 番	宿 利 忠 明	4 番	石 井 龍 文
5 番	中 川 英 則	6 番	菅 原 一
7 番	河 野 博 文	8 番	尾 方 嗣 男
9 番	秦 時 雄	10番	松 本 義 臣
11番	宿 利 俊 行	12番	清 藤 一 憲
13番	藤 本 勝 美	14番	片 山 博 雅
15番	繁 田 弘 司	16番	高 田 修 治

欠席議員（な し）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長	大 蔵 順 一	議事係 長	小 野 英 一
-------	---------	-------	---------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 浩 平	教 育 長	本 田 昌 巳
総務課 長	帆 足 博 充	まちづくり 推進課 長	麻 生 太 一
環境防災課長兼 基地対策室長	中 島 圭 史	税 務 課 長	帆 足 浩 一
福祉保健課長	日 隈 桂 子	住 民 課 長	本 松 豊 美
建設水道課長兼 公園整備室長	平 井 正 之	農林業振興課長兼 農業委員会 事務局 長	梅 木 良 政
商工観光振興 課 長	村 木 賢 二	会計管理者兼 会計課 長	横 山 弘 康
人権同和啓発 センター所長	山 本 五十六	教育総務課長	穴 本 芳 雄
学校教育課長	米 田 伸 一	社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長	河 島 公 司
行政係 長	石 井 信 彦		

午前10時00分開議

○議 長（高田修治君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いいたします。

会議中は静粛にお願いいたします。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用、携帯電話の持ち込みは禁止されていますので、ご協力願います。

なお、本日は広報くす、議会だより掲載のため写真撮影の申し込みがありましたので、これを許可しています。

ただいまの出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（帆足博充君） おはようございます。

早速で申し訳ございませんが、議案第120号、玖珠町森林とのふれあい施設の設置及び管理に関する条例の制定についての議案の訂正についてお願いを申し上げます。

訂正をお願いしたい箇所は2カ所でございます。議案集43ページの第3条第1号の「憩の館」で、漢字「憩」の右に送り仮名「い」を挿入し、また次に、同号「枝打機等」の右で改行されております箇所を同じ行といたしたいので、あわせて訂正させていただきたいと思っております。

お手元に右肩に訂正説明書、赤字で打っておりますが、訂正説明書をお配りしております。修正箇所を朱書きしたものでございますが、配付いたしておりますのでご確認くださいと思っております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議 長（高田修治君） ただいま会議規則第20条の規定によって、お手元にお配りしました訂正説明書のように訂正したいとの申し出がありました。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案の訂正の申し出を許可することに決定いたしました。

日程第1 日程変更について（議会運営委員長報告）

○議 長（高田修治君） 日程第1、日程変更について議題といたします。

議会運営委員会委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長宿利俊行君。

○議会運営委員長（宿利俊行君） 皆さん、おはようございます。

今議会に任期満了に伴う玖珠町農業委員会委員の議会推薦が求められましたので、本日午前9時30分より議会運営委員会を開催いたしました。その結果、本日の日程で審議し、議会推薦を決定いたし

たいと思います。

どうかよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、議会運営委員会の協議の結果につきまして報告を終わります。

○議長（高田修治君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長より委員会の協議の結果について報告がありましたが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程は、あらかじめお手元に配付してあります変更日程表のとおり決しました。

日程第2 追加議案の質疑

○議長（高田修治君） 日程第2、追加議案の質疑を行います。

追加議案集をお開きください。

1 ページ、議案第125号、玖珠町副町長の選任について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第125号の質疑を終わります。

次に、2 ページです。議案第126号、玖珠町教育委員会委員の任命について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） なしと認めます。

議案第126号の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

日程第3 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑

○議長（高田修治君） 日程第3、委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、総務常任委員会の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 秦 時雄君。

○総務常任委員長（秦 時雄君） おはようございます。

総務常任委員会報告。

平成24年第4回玖珠町議会定例会において、総務常任委員会に審査の付託を受けました議案16件、陳情1件について、12月10日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

開会后、書類審査に先立ち、陳情1件について現地調査を行いました。

現地調査終了後、委員会次第により議案第93号から審査を行いました。

1 議案第93号 玖珠町税条例の一部改正について

本案は、地域等の課題解決の担い手である特定非営利活動法人（NPO法人）に対する町民の寄附を促進し、当該NPO法人の財政基盤の強化を図るため、町民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準を定めるものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第94号 玖珠町自治公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、原口公民館の寄附受納に伴い、条例の一部を改正するものであります。

原口自治公民館については、地元から玖珠町に寄附することで正式に自治公民館として位置づけをするものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第95号 玖珠町自治公民館の指定管理者の指定について

本案は、玖珠自治公民館の管理を行わせる指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第96号 玖珠町土地開発公社の解散について

本案は、玖珠町土地開発公社による公共用地の先行取得の利点がなくなったため、同公社を解散するため提出するものであります。

主な質疑応答は、次のとおりです。

(問) 土地開発公社は必要ではないのか。

(答) バブル経済の崩壊により地価の高騰がおさまり、むしろ地価の下落傾向が続いている状況にあることから、玖珠町開発公社が用地を先行取得するメリットがなくなりました。現在は、全国的に、大分県下においても公社の解散の流れになっています。

(問) 平成25年4月に公社から町へ残余財産の引き渡しとなっているが、預金と有価証券の取り扱いについて伺う。

(答) 現金などについては、出資金として公社設立時の50万円、その後、さまざまな土地を公社で購入し、それを玖珠町に売却する中で出た1,753万5,629円です。これらについては、公社定款に従い玖珠町へ寄附することになります。今後、財政当局との協議が必要となるが、土地取得に向けた基金に積み立てる考えであります。

(問) 平成24年9月25日、土地開発公社第2回理事会の中で清算人はだれなのか。

(答) 第2回理事会の中で、理事長を朝倉町長、清算人についても朝倉町長にお願いをし、議決を

行いました。

(問) 財産上の清算は弁護士等が中に入るということになるが、どのようになるのか。

(答) 清算人は町長でお願いをして、仮に法的に必要なときには、弁護士等に清算人が委任をして行います。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第101号 平成24年度玖珠町一般会計補正予算(第6号)

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,044万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億4,849万4,000円とするものであります。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 鳥獣被害防止総合対策整備交付金の減額について。

(答) 国の予算枠の削減によるものです。

(問) 旧森自治会館の解体跡に東屋が設置されるのか。

(答) 建設が可能かどうかについては、社会教育課文化財担当に確認したところ、国指定そのものの景観に影響がないところであれば、位置的に可能であろうという事務レベルの協議結果であります。

(問) シルバー人材センターの事務所はどこに設置されるのか。

(答) ハローワークの跡です。

(問) ECOライフセンターの建設に伴い、くす工芸寿クラブはどこに移転するのか。

(答) 旧保健所跡地(上の市)に移転します。

(問) ECOライフセンターの後継者について。

(答) 会員が高齢化しているので、今後会員の募集などに努め、後継者の育成を図りたい。

(問) 消防団応援隊員(仮称)の資格は。

(答) 昼間その地域にいて、年齢が80歳未満であることです。

(問) 障害者福祉費の扶助費である介護給付費と訓練等給付費の増額補正について。

(答) 毎年、利用対象者が増え続けています。これは町内に事業所が2カ所新設をされたこと、それから、法改正に伴うサービスの増加が大きな要因であります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第106号 玖珠町条例の整備に伴う特別措置に関する条例の制定について

本案は、玖珠町例規の見直しに伴い、既存の条例等の内容、効力等に変更の生じない限度において、用字、用語、形式等を統一した表現に整備するための措置について、必要な事項を定めるため提出するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第107号 玖珠町行政手続条例の制定について

本案は、玖珠町例規の見直しに伴い、玖珠町行政手続規則(平成8年規則第12号)を条例により制

定するため提出するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

8 議案第108号 玖珠町個人情報保護条例の一部改正について

本案は、玖珠町例規の見直しに伴い、既存条例を整備するため提出するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

9 議案第109号 玖珠町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

本案は、玖珠町例規の見直しに伴い、既存条例を整備するため提出するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

10 議案第110号 玖珠町基金条例の一部改正について

本案は、玖珠町例規の見直しに伴い、既存条例を整備するため提出するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

11 議案第111号 玖珠町税条例の一部改正について

本案は、玖珠町例規の見直しに伴い、既存条例を整備するために提出するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

12 議案第112号 玖珠町税特別措置条例の一部改正について

本案は、玖珠町例規の見直しに伴い、既存条例を整備するために提出するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

13 議案第119号 玖珠町防災会議条例の一部改正について

本案は、玖珠町例規の見直しに伴い、既存条例を整備するために提出するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

14 議案第121号 玖珠町消防団条例の制定について

本案は、玖珠町例規の見直しに伴い、既存条例を整備するために提出するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

15 議案第122号 災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の制定について

本案は、玖珠町例規の見直しに伴い、既存条例を整備するために提出するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

16 議案第124号 童話の里くす・ふるさと応援寄附条例等の廃止について

本案は、玖珠町例規の見直しに伴い、必要のなくなった条例を廃止するため提出するものであります。

条例廃止は計7件ありますが、審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

17 陳情第13号 森駅通り商店街における空店舗活用に関する陳情

本陳情は、玖珠町大字帆足233番地、玖珠町森駅通り商店街協同組合理事長、原 孝彰氏ほか246名

から提出されたものです。

要旨は次のとおりです。

森駅通り商店街に面し、豊後森駅前に立地しています旧パチンコ会館跡地について、商業振興、町並み景観、環境安全面から市街地活性化に即した公園広場として再開発していただきたい旨のお願いであります。

本委員会は、機関庫や豊後森駅、駅前通りなどの総合的なまちづくりの一環であり、審査の結果、本陳情は賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案16件、陳情1件について、審査の結果の報告を終わります。

○議長（高田修治君） 総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番宿利忠明君。

○3番（宿利忠明君） 鳥獣被害防止総合対策整備交付金の減額についてであります。

答えは国の予算枠の削減ということでございますけれども、これ、今から大切な事業だと思いますが、この対策について、町としての対策について何か詳しく説明があったのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（高田修治君） 総務委員長。

○総務常任委員長（秦 時雄君） 今回、国からの交付金が4,144万円減額されましたが、この国の追加補助の形で玖珠町鳥獣被害対策協議会があります。この嘱託事業として、国からの直接補助で行うということになりました。それで、第1次追加で2,340万円の7カ所も、これは決定をされております。それと、さらに2次追加といたしまして追加の話も出てきております。これが5,300万円の8カ所、これについてはまだ要望ということで、そういう段階でありますけれども、未定ではあります。当初の大きな8,000万以上の国の鳥獣被害の防止、交付金の減額ということでありましたけれども、こういった直接追加で総額が調査当初の予算のときの部分を上回る1億1,000万に近い数字となるということでもあります。こういうふうの説明がありました。

したがって、2次要望まで認めてもらえれば22カ所に近い数字となって、22カ所の事業の箇所ができるということでもあります。そしてまた、来年度、平成25年度の要望についても、非常に要望が多いので、これについても継続して今後要望していくということ、そういう答弁であります。

そしてまた、この鳥獣被害対策については、また別な質問の中にも、やはりこの鳥獣に対策について民生安定事業でできないかということもありました。これは同じ内容ですので、執行部が答弁した内容はこういうふうでございました。今年度のこの民生安定事業を利用する有害鳥獣対策について、まず日出生台ですね、演習場内がこれは鳥獣のすみかになっているのではないかとということで、演習場内に因果関係があるということを証明しなくてはなりません。そのために演習場の周りの農地、隣地、それから演習場内と場外の行き来する鳥獣被害の調査を今年度行うことを今準備しているところ

でございます。1月、2月、3月でこれを行いますということでもあります。

ただ、それだけの調査では不十分なので、ある程度調査を行って、その結果で、この民生安定事業での取り組みができないかということの検討を行っていくという、そういう説明でございました。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 7番河野です。

議案第101号の分ですけれども、3ページのところにECOライフセンターの建設に伴い、くす工芸寿クラブという言葉があります。これを旧保健所跡地に移転しますということでございますけれども、ここには何か建物を建てるということでございますか。

○議長（高田修治君） 秦委員長。

○総務常任委員長（秦 時雄君） これは、今、寿クラブの4つのプレハブがあるそうです。それを向こうに移転する、移す。その中で、1棟しか使えるものがないということで、1棟を新しくプレハブを購入して、そういうプレハブの形でそういうふうに移転をして設置するということでもあります。

○議長（高田修治君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長繁田弘司君。

○産業建設常任委員長（繁田弘司君） 産業建設常任委員会報告。

平成24年第4回玖珠町議会定例会において、産業建設常任委員会に審査の付託を受けました議案13件、陳情1件について、12月10日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告いたします。

開会后、書類審査に先立ち、陳情1件について現地調査を行いました。

現地調査終了後、委員会次第により議案第92号から審査を行いました。

議案第92号、玖珠町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について、議案第97号、町道路線の廃止について、議案第98号、町道路線の認定について、議案第99号、平成24年度社会資本整備総合交付金事業田中団地大規模改修工事請負契約について、議案第100号、平成24年度鳥獣被害防止総合対策整備交付金事業ワイヤーメッシュ鉄線柵購入契約の変更について、議案第102号、平成24年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第2号）、議案第105号、平成24年度玖珠町水道事業会計補正予算（第2号）、議案第113号、玖珠町独立行政法人緑資源機構事業負担金徴収条例の一部改正について、議案第114号、玖珠町農業・畜産公園カウベルランドくすの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第115号、玖珠町農村都市交流施設三日月の滝公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第116号、玖珠町道の駅童話の里くすの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第120号、玖珠町森林とのふれあい施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第123号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についての13議案は、審査の結果、すべて妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、大半が玖珠町例規集の字句や句読点などの整理と見直しに伴い、既存の条例整備を行うためのものであります。

次に、陳情第12号、森地区無電柱化（電線地中化）の推進についての陳情書について、陳情を提出された森地区街並みづくり協議会代表者に、森町現地において陳情内容を説明していただき、意見を賜りました。

今回陳情されました無電柱化工事、電線の地中化工事については、現在同地区が実施しております森地区街なみ整備事業における当初計画に盛り込まれていたものであります。同工事には多額の経費を要することとなり、補助金を充当しても町負担が多額となることが予想され、3年前に大分県道路整備促進室、玖珠土木事務所、九州電力、NTTとの協議を重ね、その結果をもとに関係地元住民の方々と協議をした上で、当時の補助事業実施計画から削除せざるを得なかったという経緯があるとのことでした。

今回このような経緯のある中で、改めて陳情書の提出となったのは、同地区内における旧久留島氏庭園が国の名勝指定となったことで、関係業者などの協力が得られるなど、新たな展開が期待できるのではないかと、また、工事施工範囲などの見直しなど事業経費削減により町負担の軽減が図られるのではないかなどについて再度検討してもらいたいとの要望であります。

委員会として、この住民要望の実現可能性などについて執行部に答弁を求めたところ、同地域における道路幅が狭く、電線地中化に伴う変電機設置が難しいことや、電線地中化のためには過去に整備したインターロッキング舗装を再度掘り上げての工事となり、多額の経費を要すること、投資効果の面において同事業に関係する業者負担の可能性などが低いこと、さらに過去に取り下げをした補助金の再要請に対しても厳しいものがあるなど、本要望実現に向けては多くの課題があるとのことでありました。

当委員会としては、工事施工範囲や施工方法などの見直し、新たな補助採択の可能性追求による町負担の軽減に向けた再検討を執行部に求めるなど、さらに慎重に審査する必要があるため、継続審査とすることが望ましいとの意見が出され、次回定例会まで継続審査とすることに全会一致で決しました。

その他全般にわたり、さまざまな意見が相次ぎました。産業建設常任委員会として、今回のJRクルーズトレイン「ななつ星列車」の運行に際してJRと全面的な協力を結び、玖珠町のまちづくりや観光浮揚へ積極的に取り組むべきだ、そしてそのためには予算の計上も必要といった意見がありました。

さらに、厳しい経済状況下の中で、工事発注に際しては地元業者の受注に結びつく努力や、公設民営の指定管理施設である三日月の滝公園、カウベルランドくす、憩いの森の施設運用に対する町としての支援などについて意見がありました。

以上、産業建設常任委員会に付託を受けました議案13件、陳情1件につきまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（高田修治君） 産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、文教民生常任委員会の報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長河野博文君。

○文教民生常任委員長（河野博文君） 文教民生常任委員会報告を行います。

平成24年第4回玖珠町議会定例会において、文教民生常任委員会に審査の付託を受けました議案4件、陳情1件について、12月10日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第103号 平成24年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

本案は、（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,039万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,267万4,000円とするものであります。

この補正の主な要因について、制度改正により国庫支出金は減額となり県支出金は増額となる、不足分は繰入金から充当補正、保険給付費等は見込み補正を行うとの説明がありました。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第104号 平成24年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

本案は、（保険事業歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,860万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ19億4,579万6,000円とするものであります。

この補正の主な要因について、県支出金（財政安定化基金支出金）の増額分を基金積立金に繰り入れるとの説明がありました。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第117号 玖珠町B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、玖珠町例規の見直しに伴い、既存条例を整備するために改正するものであると執行部より説明がありました。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第118号 メルヘンの森スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、玖珠町例規の見直しに伴い、既存条例を整備するために改正するものであると執行部より説明がありました。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 陳情第14号 延長保育促進事業補助金交付に関する陳情書について

本陳情は、玖珠町大字戸畑2858番地、玖珠町保育協議会会長、松本耕造氏より提出されたものであります。

本陳情の要旨は、民間保育所が開所時間を超えた保育に取り組む場合に、補助を受けることで安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉向上を図ることを目的とする補助事業に取り入れてほしいというものであります。

執行部より、玖珠町の現状や大分県の他市町村での取り組み状況の説明と平成25年度からの事業実施に向け検討中であると説明がありました。

審査の結果、本陳情は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、文教民生常任委員会に付託を受けました議案4件、陳情1件について、審査結果の報告を終わります。

以上です。

○議 長（高田修治君） 文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 9番 秦です。陳情第14号であります。

この延長保育促進事業補助金、この交付金というのは、私は県が行っている事業と聞いておりますけれども、大分県下で、それもこの事業を行っていないのは玖珠町だけと聞いておるんですけども、それは本当、そこらの説明か何かありましたか。

○議 長（高田修治君） 河野委員長。

○文教民生常任委員長（河野博文君） 一応、私たちの聞いた範囲では、玖珠町だけがこの事業をまだ取り入れていないということを知りました。

○議 長（高田修治君） ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第4 討論

○議 長（高田修治君） 日程第4、これより討論を行います。

議案第92号に対する反対意見の発言はありますか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありますか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第93号に対する反対意見の発言はありますか。

- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第94号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第95号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第96号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第97号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第98号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第99号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第100号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第101号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。

- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第102号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第103号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第104号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第105号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第106号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第107号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第108号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第109号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第110号に対する反対意見の発言はありませんか。

- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第111号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第112号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第113号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第114号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第115号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第116号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第117号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第118号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 議案第119号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 議案第120号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 議案第121号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 議案第122号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 議案第123号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 議案第124号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (高田修治君) 次に、議案第125号、議案第126号の2議案につきましては、人事案件であります。議案の性格上討論を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 (高田修治君) 異議なしと認めます。

以上で討論を終わります。

日程第5 採決

○議 長 (高田修治君) 日程第5、これより採決を行います。

最初に、議案第92号、玖珠町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第92号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第93号、玖珠町税条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第93号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第94号、玖珠町自治公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第94号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第95号、玖珠町自治公民館の指定管理者の指定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第95号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第96号、玖珠町土地開発公社の解散について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第96号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第97号、町道路線の廃止について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第97号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第98号、町道路線の認定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第98号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第99号、平成24年度社会資本整備総合交付金事業田中団地（仮称）大規模改修工事（建築改修工事）請負契約について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第99号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第100号、平成24年度鳥獣被害防止総合対策整備交付金事業ワイヤーメッシュ鉄線柵（H＝1.8m）購入契約の変更について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第100号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第101号、平成24年度玖珠町一般会計補正予算（第6号）について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第101号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第102号から議案第105号までの4議案は、平成24年度特別会計及び水道事業会計の補正予算であります。

別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

議案第102号から105号までの4議案について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第102号から議案第105号までの4議案は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第106号、玖珠町条例の整備に伴う特別措置に関する条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第106号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第107号、玖珠町行政手続条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第107号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第108号、玖珠町個人情報保護条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第108号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第109号、玖珠町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第109号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第110号、玖珠町基金条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第110号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第111号、玖珠町税条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第111号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第112号、玖珠町税特別措置条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第112号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第113号、玖珠町独立行政法人緑資源機構事業負担金徴収条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めま

す。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第113号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第114号、玖珠町農業・畜産公園カウベルランドくすの設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第114号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第115号、玖珠町農村都市交流施設三日月の滝公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第115号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第116号、玖珠町道の駅童話の里くすの設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第116号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第117号、玖珠町B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第117号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第118号、メルヘンの森スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第118号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第119号、玖珠町防災会議条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第119号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第120号、玖珠町森林とのふれあい施設の設置及び管理に関する条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第120号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第121号、玖珠町消防団条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第121号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第122号、災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第122号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第123号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第123号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第124号、童話の里くす・ふるさと応援寄附条例等の廃止について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第124号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第125号、玖珠町副町長の選任についてであります。原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 (高田修治君) 起立多数です。着席ください。

よって、議案第125号については、同意することに決定いたしました。

次に、議案第126号、玖珠町教育委員会委員の任命についてであります。原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 (高田修治君) 起立多数です。着席ください。

よって、議案第126号については、同意することに決定いたしました。

次に、常任委員会に審査の付託を行いました陳情3件について、採決を行います。

最初に、陳情第12号、森地区無電柱化(電線地中化)の推進についての陳情書についてであります。

委員長報告は継続審査であります。

お諮りします。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長 (高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第12号は、継続審査とすることに決しました。

次に、陳情第13号、森駅通り商店街における空店舗活用に関する陳情書についてであります。

委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 (高田修治君) 起立多数です。着席ください。

よって、陳情第13号は、採択することに決しました。

次に、陳情第14号、延長保育促進事業補助金交付に関する陳情についてであります。

委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長 (高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第14号は、採択することに決しました。

日程第6 玖珠町農業委員会委員の議会推薦について

○議 長 (高田修治君) 日程第6、玖珠町農業委員会委員の議会推薦について、平成25年1月31日の玖珠町農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員等に関する法律第12条第2項の既定により議会推薦にかかわる農業委員4名の推薦を行いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 (高田修治君) 異議なしと認めます。

議会推薦の農業委員は4名と決定いたしました。

お諮りします。

推薦の方法は指名推選によることとし、議長において指名したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は指名推選によることとし、議長において指名することに決定いたしました。

お手元にあらかじめお配りしております、委員（案）一覧表をごらんください。

議会推薦の農業委員は、梶原せつ子さん、武石むつ子さん、中島美智子さん、帆足朝子さんを指名いたしたいと思います。

これより採決を行います。

森地区選挙区、玖珠町大字岩室1999番地の1、梶原せつ子さん、玖珠地区選挙区、玖珠町大字小田893番地の1、武石むつ子さん、北山田地区選挙区、玖珠町大字戸畑62番地、中島美智子さん、八幡地区選挙区、玖珠町大字綾垣1331番地、帆足朝子さんをそれぞれ玖珠町農業委員会委員に議会推薦することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、梶原せつ子さん、武石むつ子さん、中島美智子さん、帆足朝子さんの4名を玖珠町農業委員会委員に議会推薦することに決定いたしました。

日程第7 議員派遣について

○議長（高田修治君） 日程第7、議員派遣について議題といたします。

今定例会より3月定例会まで別紙議員派遣について異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は議決されました。

日程第8 委員会の継続審査の付託について

○議長（高田修治君） 日程第8、委員会の閉会中の継続審査の付託についてお諮りします。

議会運営委員会及び産業建設常任委員会、基地対策特別委員会、総合運動公園調査検討特別委員会から会議規則第75条の規定に基づき、委員会の所管事務について閉会中においてもなお継続審査したい旨の申し出がありましたので、これを議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、お手元にお配りいたしました継続審査付託表のように、閉会中にそれぞれの委員会が所管事務について継続審査を行うことにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会及び産業建設常任委員会、基地対策特別委員会、総合運動公園調査検討特別委員会は、閉会中においても所管事務について継続審査を行うことに決定いたしました。

日程第9 議員発議

- ・ 玖珠町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について
- ・ 玖珠町議会会議規則の一部を改正する規則（案）について

○議 長（高田修治君） 日程第9、議員発議を議題といたします。

お手元に配付してあります発議第6号と発議第7号が提出されています。これを直ちに議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

発議第6号、玖珠町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について、発議第7号、玖珠町議会会議規則の一部を改正する規則（案）については関連がございますので、あわせて提出者の説明を求めます。

提出者 9 番 秦 時雄君。

○ 9 番（秦 時雄君）

発議第6号

平成24年12月18日

玖珠町議会

議 長 高 田 修 治 殿

提出者 玖珠町議会議員 秦 時 雄

賛成者 々 繁 田 弘 司

々 々 河 野 博 文

玖珠町議会委員会条例の一部改正について

玖珠町議会委員会条例の一部を改正する条例

標記の議案について、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条2項の規定により提出します。

(理 由)

「地方自治法の一部改正」並びに「玖珠町例規の見直し」に伴い、一部を改正するものである。

発議第7号

平成24年12月18日

玖珠町議会

議 長 高 田 修 治 殿

提出者	玖珠町議会議員	秦	時 雄
賛成者	々	繁	田 弘 司
	々	河	野 博 文

玖珠町議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(理 由)

地方自治法の一部改正に伴い、一部を改正するものである。

以上です。

○議 長（高田修治君） ただいま提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第6号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 発議第7号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありますか。

（なし）

○議長（高田修治君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第6号、玖珠町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

発議第6号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高田修治君） 挙手全員です。

よって、発議第6号、玖珠町議会委員会条例の一部を改正する条例については、可決されました。

次に、発議第7号、玖珠町議会会議規則の一部を改正する規則（案）について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

発議第7号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高田修治君） 挙手全員です。

よって、発議第7号、玖珠町議会会議規則の一部を改正する規則については、可決されました。

ここで、本田昌巳教育長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

本田昌巳教育長。

○教育長（本田昌巳君） 退任に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

平成20年12月、本議会で教育委員の選任同意をいただきまして、ほぼ4年間、皆様方のご支援をいただき、何とか仕事をしてまいりました。本当にありがとうございました。

任期中、教育行政の使命は、教育の課題を解決して、町民のため、子供のためになることだというふうに思い、子供たちの学力の向上を初め幾つかの課題解決に取り組んでまいりました。学校現場の教職員の皆さん、それからご家庭、保護者の皆さん、地域の皆様方、本当にご理解をいただき、ご支援をいただき、何とか一定の成果が見えましたことは本当にありがたく思っております。その背景には、議会議員の皆様、そして、朝倉町長を初めとする職員の皆様のお力添えがあったことを忘れてはならないと強く心に銘記をしているところでございます。

特に、議員さん方には、本議会を通して、あるいは職場で、そしてまた地域で、いろいろなご指導、ご助言、そして叱咤激励をちょうだいいたしました。本当にありがとうございました。16名の議員さん、すべてそれぞれにたくさんのいい思い出をつくることができました。どうか今後ともご交誼をお

願いできればというふうに心から思っております。

終わりになりますけれども、玖珠町のますますの発展、玖珠町教育のますますの充実、振興、そして玖珠町の子供の健やかな成長を心からご祈念を申し上げまして、ごあいさついたします。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（高田修治君） 本田教育長におかれましては、特に学力向上、学校統合等に力を注いでいただいて、4年間、玖珠町の教育行政の推進にご尽力賜りましてありがとうございました。今後ともお体に気をつけてお過ごしいただきたいと思います。本当にお疲れでございました。ありがとうございました。

ここで、先ほど議案第125号で玖珠町副町長に選任同意されました小幡岳久氏を紹介し、あいさつを受けたいと思います。しばらくお待ちください。

小幡岳久さん、ごあいさつをお願いいたします。

○副町長（小幡岳久君） おはようございます。ご紹介をいただきました小幡岳久でございます。

先ほどは、副町長選任につきまして議員の皆様のご同意を賜りましてありがとうございます。

私にとりまして過ぎたる任務であり、その責任の重さを痛感いたしております。

一昨日、総選挙が実施されました。この国の行方、日本の未来に希望を持ちたいものです。とはいっても、依然地方自治体を取り巻く環境は厳しく、とりわけ過疎地域は年々疲弊していることはご案内のとおりでございます。本町でも例外ではありませんが、このような中であっても、今年の大雨災害の復旧などなど、玖珠町が抱える課題は山積をいたしております。町政前進、課題解決のために町長を補佐し、支える努力をする所存でございます。

改めまして、議会議員の皆様のご指導をお願い申し上げ、ごあいさついたします。どうぞよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（高田修治君） 小幡岳久さん、ありがとうございました。

続きまして、議案第126号で、玖珠町教育委員会委員に任命同意をされました秋吉徹成さんを紹介し、あいさつを受けたいと思います。しばらくお待ちください。

それでは、秋吉徹成さんにごあいさつをいただきます。

○教育委員会委員（秋吉徹成君） おはようございます。ただいまご紹介を受けました秋吉徹成と申します。

先ほど、教育委員の任命に際しまして、議会議員の皆様方にご同意を賜りまして、誠にありがとうございます。

これは、私にとりまして身に余る大任であり、身の引き締まる思いがするとともに、感慨無量で胸がいっぱいでございます。

我が玖珠町の現状を見ても、他の市町村と同様、少子化、高齢化の進展、そして地方行政を取り巻く環境は一段と厳しさを増しつつある状況の中で、本町の次代を担う子供たちの教育に携わる機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

今後は、議会議員の皆様方、そして先輩教育委員の皆様方のご指導を仰ぎながら、教育行政の推進に向けまして日々研さんを積み重ねながら、学校教育、社会教育のさらなる推進、そして充実、施設整備等、教育環境の整備に向けて、微力ではありますが、誠心誠意、真心と情熱を持って取り組んでいく所存でございますので、議会議員の皆様方の温かいご指導、ご鞭撻、そしてお力添えを心よりお願い申し上げまして、あいさつとします。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（高田修治君） ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の日程及び今定例会のすべての日程を終了いたしました。

ここで、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 平成24年第4回玖珠町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、去る12月3日から本日18日までの16日間の会期にわたりまして、当初ご提案申し上げましたとおり、条例の一部改正や補正予算などの36議案につきましては、慎重かつ熱心にご審議をいただき、いずれの案件もご承認いただきまして、ありがとうございます。

また、12月6日、追加議案申し上げました人事案件2議案の副町長、教育長の選任については、先ほど議会のご同意をいただきましたことに心から厚く御礼申し上げますとともに、重ねてお礼を申し上げます。誠にありがとうございます。

本議会や各常任委員会の審査におきまして、議員各位から本町のまちづくりに多くのご意見や厳しいご指摘などをいただいたところであります。これらの積極的、建設的な提案、ご意見につきましては、早速、調査研究をさせていただくとともに、これから取り組みます来年度の予算編成、さらにまた今後の振興計画、財政計画の立案、施策の推進などにおきましても、関係機関や団体とも十分に協議を行いながら、今後のまちづくりの施策に反映させていきたいと考えております。

特に、今議会におきましては、人口問題のご指摘がございました。町政の基本は、福祉の増進であり、私の施策の柱として「暮らしやすい玖珠町」を掲げております。住民が喜び、満足するようなまちづくりを実行すれば、町は次第に活気を増大させながら発展していくと考えています。そのことにより多くの人が集まり、住みたくなる町として定住が促進されるものじゃないかと思っております。

今後も、暮らしやすいまちづくりの推進を第一に掲げ、人口定住の推進に努めてまいりたいと考えております。

さて、12もの政党が乱立した衆議院選挙の結果であります。自民党が圧勝し、政権奪還を果たしました。26日に召集予定の特別国会では、自民党の安倍総裁が首相に指名され、自民、公明両党による政権が発足することになります。新政権は政治主導により、金融政策、財政政策、成長戦略の3本柱で経済再生に取り組む方針で、消費増税も絡んで、来年春の景気がどこまで押し上げられるかであります。夏の参議院選に向けて政権運営を大きく左右する課題になると思っております。

このことから新政権は、デフレ脱却を最優先課題に、公共事業などの追加経済対策の本年度補正予

算と来年度予算の編成を指示する見通しですが、来年度予算が越年編成となり、予算成立は来年5月ごろと見られています。

本町の来年度予算編成においても、国の予算編成作業のずれ込みにより、特に、地方財政計画での地方交付税の動向が現時点では不明であり、年明けの編成作業の日程が非常に厳しい状況になることが予測されています。国の予算編成、地方財政計画の動向について、情勢の把握、認識を行いながら、財源の見通しについて慎重に対応していきたいと思っております。

また、町政の当面の課題であります、九州北部豪雨災害の対応につきましては、大分県及び由布市、日出町、九重町の職員の支援をいただきながら、土木災害、農林災害の対応に取り組んでいるところでございます。災害査定につきましては、土木工事はおおむね終了し、農林災害は年内での査定の終了を目指しております。これらにより早期の事業発注、工事発注を行うことで、復旧工事の進捗を少しでも早めていきたいと思っております。小災害の復旧も含めて、積極的に町内業者の受注対応についても要請を行っており、河川護岸の復旧、農地・農業施設の復旧、整備を行われるように、地元関係者との連携を行いながら、何よりも優先して対応したいと思っております。

このように、今後の町政執行に当たりましては、災害復旧の対応を初めとする難しい課題が山積しておりますけれども、町3役の新たな体制ができますので、これからの町政の進展のために積極果敢に取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆様には、今後ともご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、先ほどごあいさつしていただきましたけれども、12月21日付をもちまして、玖珠町教育委員会の委員であります本田昌巳教育長が退任されます。

本田教育長は、先ほどごあいさつしていただきましたが、平成20年12月に教育委員就任と同時に教育長になられ、この4年間、教育に対する深い理念と固い信念によりまして、本町の教育水準の向上、学力の向上に大変なご尽力をいただいたところであります。これまでの低迷する学力を引き上げ、一部の教科では県下でも上位に位置するところまでの成果となり、また、コミュニティ・スクール制度を導入され、教職員や生徒の変化は目に見えて生き生きとしたものとなり、実績が築かれました。

このように活気あふれる学校づくりを進めて、地域とともにある学校づくりを行うことが、これからの教育には大変重要であることにつきましても、ご示唆をいただいたところであります。特に、一番の課題であります中学校再編につきましては、本田教育長の思いを受け継ぎまして、早期実現に向け、取り組んでまいりたいと思っております。

このたび任期満了により退任されますが、改めて本田教育長のご功績に対しまして、本議会の場をかりまして、深く感謝を申し上げ、敬意を表するものであります。誠にありがとうございます。

結びになりましたが、本年も残すところあとわずかになり、師走もいよいよ押し迫ってまいりました。議員各位におかれましては、今年一年間、温かいご指導とご鞭撻をいただき、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

今月9日には玖珠盆地も一面の雪景色となり、この冬の寒さがまた気になるところでございます。

21日の冬至を控えて、寒さはこれからが本番を迎えます。議員各位におかれましては、健康に十分留意され、新しい年はご家族おそろいで健やかな穏やかな新年をお迎えいただき、希望に満ちた輝かしい一年でありますように心からご祈念申し上げまして、平成24年度第4回玖珠町議会定例会の閉会に当たりましてお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

先ほど、教育委員を教育長と発言いたしましたので、訂正してお詫びさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高田修治君） それでは、閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

平成24年第4回定例会は、12月3日開会以来、本日まで16日間にわたり、議員各位はもとより、執行部におかれましても、終始極めて真剣なご審議をいただき、いずれも重要な案件を適切、妥当な結論を得ましたことをまず感謝申し上げたいと思います。加えて、議会運営にご協力いただきました議員の皆様にも心から感謝を申し上げます。

今年は、特に梅雨時期に大きな被害を受けました。先ほどの話もありましたが、復旧にもまだまだ国・県の査定が残っておるようであります。順調に復旧が進むことを祈るところでございます。

国会におきましては、衆議院選挙も終わりました。先ほど町長の説明の中にもありましたけれども、これより国も大型補正、そして新年度予算の作成とかかわってくると思いますが、地方に及ぼす影響も大変大きなものになるろうと考えております。今後とも、皆さんとともに注視していきたいというふうに思います。

残すところ、あと2週間になりました。迎えます平成25年の新たな年が玖珠町にとって穏やかですばらしい年になりますよう祈念を申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

これをもちまして、平成24年第4回玖珠町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年12月18日

玖珠町議会議長 高田修治

署名議員 大谷徹子

署名議員 繁田弘司